

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）

（人事課）

一 趣旨

令和八年一月八日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改正

二 内容

警察業務手当の支給範囲の拡大

三 施行期日

公布の日から施行し、令和七年十一月十三日から適用